

日本ろう者サッカー協会肖像権及びロゴ等の運用に関する規程

一般社団法人日本ろう者サッカー協会（以下「JDF A」という。）は、肖像権及びロゴ並びに意匠等（以下「商標等」という。）を適正に取り扱い、運用することを目的として以下の通りに定めるものとします。

（商標等の範囲）

第1条 JDF Aが管理する商標等の範囲は次の通りとします。

- （1）JDF Aの「ロゴ」(※1) 及び「エンブレム」(※2)
- （2）フォントに問わず「J」「D」「F」「A」の文字列を掲出することにより、帰属性が認められるとJDF Aが判断したもの
- （3）JDF Aの公式戦、練習試合、練習、イベント等風景における写真等画像や動画
- （4）JDF Aの公式戦、練習試合、練習、イベント等における選手、監督、コーチ等の肖像及びインタビュー風景における写真等画像や動画
- （5）JDF Aに所属する選手、監督、コーチ等の名前、音声、サイン及びろう者日本代表公式ユニフォーム及びろう者日本代表選手団が着用するウェアの全般
- （6）前項（1）から（5）のほか、JDF Aが正当にその権利を主張するもの

（利用目的の定義）

第2条 JDF Aが定める利用目的の定義は次の通りとします。

- （1）報道の利用 **◆** 新聞、定期刊行物、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットにおける正当な報道を目的とした利用であって、特定の個人や団体を誹謗・中傷する目的でないこと。
- （2）報道の一次利用 **◆** 前項（1）に定める媒体へ掲載することを目的にJDF Aの練習、公式試合、イベント等取材して撮影した映像及び静止画像等の肖像を、その媒体で利用すること。
- （3）報道の二次利用 **◆** 前項（2）に定める一次利用で撮影した肖像、映像、静止画像等を「自社の他媒体での報道利用」及び「第三者の報道利用」並びに「無料情報提供サイトを含むインターネット及び携帯電話」で利用すること。
- （4）報道以外の利用 **◆** 企業や商品の宣伝、出版・印刷物などの宣伝・広告、キャンペーン、財・サービスなど、営利を目的として利用すること。

（商標等利用の権利）

第3条 JDF Aの商標等はJDF Aに帰属するものとし、JDF Aとパートナーシップ契約を締結したパートナーである個人または企業及び団体を限定として、その利用権を認めています。

2 J D F Aとパートナーシップ契約を締結していない個人または企業及び団体は、次に定める項目において J D F Aへ事前に利用の申請をするものとし、利用申請の後、J D F A商標等利用申請審査会における審査の結果、利用が認められないことがあるものとします。

- (1) 商品や商品的媒体での利用
- (2) 商品や企業等のキャンペーン活動、広告宣伝活動、広報活動での利用
- (3) 行政やその他が主催する公共目的での利用
- (4) 報道内容の広告・宣伝利用
- (5) 報道利用以外の媒体での利用
- (6) 前項(1)から(5)に定めるもののほか J D F Aが必要と判断した利用

(申請手順)

第4条 J D F Aが定める事前申請の手順は次の通りとします。

- (1) 商標等利用依頼書及びその他必要書類を作成のうえ、P D Fデータを下記まで電子メールへ添付してご送付ください。

◆ J D F A普及事業部(顧問) 浜津哲也 tetsuya.hamatsu@jdfa.jp

◆ J D F A普及事業部(部長) 荃田和樹 kazuki.kukita@jdfa.jp

- (2) J D F A商標等利用申請審査会による審査の実施と決定
- (3) 審査結果のご連絡



※商標等利用依頼書及びその他必要書類の受理後、審査から審査結果のご連絡まで1週間程度の期間をいただきますので、ご利用希望の時期に合わせて余裕を持ってご申請くださいますようお願いいたします。

(規程の改定)

第5条 本規程の定めは、商標等の利用について J D F Aが必要であると認めた事項については、予告等なくその内容を改定できるものとします。

附 則

本規程第1条(1)に定める「ロゴ」及び「エンブレム」は以下のものとします。

※1 J D F Aロゴ	※2 エンブレム
 <p>一般社団法人 日本ろう者サッカー協会 Japan Deaf FootBall Association</p>	

この規程は令和3年11月1日から施行する。